

(社)全国建設業協会 御中

国土交通省総合政策局建設業課

建設業法関係告示の一部を改正する告示の施行について

平成17年2月23日付けで、「建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件（昭和四十七年建設省告示第三百五十二号）の一部を改正する告示」、「建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）の一部を改正する告示」、「建設業法施行令第二十七条の五第二項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の学歴、資格又は実務の経験を有する者を定める件（昭和三十五年建設省告示第二千二百七号）の一部を改正する告示」及び「建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和四十五年建設省告示第七百五十八号）の一部を改正する告示」が施行された。

今回の告示改正は、第一に、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年十二月二十五日厚生労働省令第百八十号）の施行により技能検定の受検資格として課される実務経験年数が短縮されたことに伴い、国土交通大臣が技能検定の合格者に対し認めている営業所専任技術者資格、主任技術者資格及び技術検定の受検資格について、所要の実務経験を課すこととするものである。

第二に、技術士法施行規則の一部を改正する府令（平成十二年十二月二十八日総理府令第百五十六号）の施行による総合技術監理部門の導入及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年八月十八日文科科学省令第三十六号）の施行による技術部門の名称の変更に対応し、技術検定の学科試験の全部免除に係る規定を改正するものである。

改正の内容は下記のとおりであるので、貴団体におかれては、内容を熟知されるとともに、貴団体傘下の建設業者に対し、遺漏なきよう周知方お願いする。

記

1. 一般建設業の営業所専任技術者及び主任技術者資格について

建設業の業種に応じて定められた職種（又は選択科目）に関する2級の技能検定について、平成16年度以降に合格した者が、当該業種に関する一般建設業の営業所専任技術者及び主任技術者としての資格を有するための実務経験年数について、下表のとおり改正する。

なお、1級の技能検定に合格した者及び平成15年度以前に2級の技能検定に合格した者については、従前のとおりである。

	改正前	改正後
一般建設業の営業所専任技術者及び主任技術者としての資格要件	2級の技能検定に合格した後、当該業種の建設工事に関し <u>1年以上の実務経験</u> を有する者	2級の技能検定に合格した後、当該業種の建設工事に関し <u>3年以上の実務経験</u> を有する者

2. 1級技術検定の受検資格について（管工事施工管理・造園施工管理）

技術検定の種目に応じて定められた職種（又は選択科目）に関する1級の技能検定について、平成16年度以降に合格した者が、1級の技術検定の受検資格を有するための実務経験年数について、下表のとおり改正する。

なお、平成15年度以前に1級の技能検定に合格した者については、従前のとおりである。

	改正前	改正後
1級技術検定の受検資格要件（管工事施工管理・造園施工管理）	1級の技能検定に合格した者	1級の技能検定に合格した者であって、 <u>受検する種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む10年以上の実務経験</u> を有するもの

3. 2級技術検定の受検資格について

（建築施工管理〔駆体・仕上げ〕・管工事施工管理・造園施工管理）

技術検定の種目（又は種別）に応じて定められた職種（又は選択科目）に関する2級の技能検定について、平成16年度以降に合格した者が、2級の技術検定の受検資格を有するための実務経験年数について、下表のとおり改正する。

なお、1級の技能検定に合格した者及び平成15年度以前に2級の技能検定に合格した者については、従前のとおりである。

	改正前	改正後
2級技術検定の受検資格要件（建築施工管理〔駆体・仕上げ〕・管工事施工管理・造園施工管理）	2級の技能検定に合格した者	2級の技能検定に合格した者であって、 <u>受検する種目（又は種別）に関し4年以上の実務経験</u> を有するもの

4. 技術検定の学科試験の全部免除について

（土木施工管理・電気工事施工管理・管工事施工管理・造園施工管理）

平成17年度の技術検定より、技術検定の学科試験の全部が免除される技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験の技術部門（又は選択科目）は下表のとおりとする。なお、下表の免除規定は、既に官報にて平成17年度の実施計画を公表している技術検定についても適用するので、該当の者は指定試験機関まで確認されたい。

免除を受けることができる技術士の技術部門 （〔 〕は選択科目）	免除の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・上下水道部門（旧 水道部門） ・農業部門〔農業土木〕 ・森林部門〔森林土木〕（旧 林業部門） ・水産部門〔水産土木〕 ・総合技術監理部門 （建設、上下水道、農業〔農業土木〕、森林〔森林土木〕、水産〔水産土木〕） 	土木施工管理技術検定の 学科試験の全部
<ul style="list-style-type: none"> ・電気電子部門（旧 電気・電子部門） ・建設部門 ・総合技術監理部門〔電気電子、建設〕 	電気工事施工管理技術検定の 学科試験の全部
<ul style="list-style-type: none"> ・機械部門 〔流体工学（旧 流体機械）、熱工学（旧 冷暖房及び冷凍機械）〕 ・上下水道部門（旧 水道部門） ・衛生工学部門 ・総合技術監理部門 （機械〔流体工学、熱工学〕、上下水道、衛生工学） 	管工事施工管理技術検定の 学科試験の全部
<ul style="list-style-type: none"> ・建設部門 ・農業部門〔農業土木〕 ・森林部門〔林業、森林土木〕（旧 林業部門） ・総合技術監理部門 （建設、農業〔農業土木〕、森林〔林業、森林土木〕） 	造園施工管理技術検定の 学科試験の全部